# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大玉村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利権益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

大玉村長

## 公表日

平成30年8月8日

[平成30年5月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険関係事務				
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認				
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一 第68の項 内閣府・総務省令平成26年9月10日付け令第5号第50条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠):番号法第19条7号、別表第二の第61、62、93、94項並びに内閣府・総務省令第32条、第33条、第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠):番号法第19条7号、別表第二の第1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2、57、58、61、80、87、90、93、94、95、95、117項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第44条、第46条、第46条、第47条※別表第二の第30、33,39,58,90,95,117項に係る主務省令は未公布

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民福祉部健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒969-1392 請求先 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部政策推進課情報広報係 Tel 0243-24-8098

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

		〒969−1392	
3	車絡先	福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地	
		大玉村住民福祉部健康福祉課高齢福祉課係	TeL0243-24-8116

## Ⅱ しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	30年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		平成30年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	+日 山 n土 サロノー /ズ フラギ ロロ
	久入 D 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>文文区</b> VIII——	1年111197791	提出時期に係る説明
ステムによる情報連 上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の 1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56.52- 258.61.62.80.83.87.90.93.94.95.117の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第 2.3.6.19.25.30.32.33.43.44.46.47条	(別表第二における情報照会の根拠):番号法第19条7号、別表第二の第61、62、93、94項並びに内閣府・総務省令第32条、第33条、第46条、第47条(別表第二における情報提供の根拠):番号法第19条7号、別表第二の第1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2、57、58、61、80、	事後	
担当部署/②所属	健康福祉課長 遠藤 高志	健康福祉課長 溝井 久美子	事後	人事異動による変更
	健康福祉課長 溝井 久美子	健康福祉課長 後藤 隆	事後	人事異動による変更
	健康福祉課長 後藤 隆	健康福祉課長	事後	
			事後	
象の事務の対象者	平成27年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
で個人情報ファイル は501人以上か い	平成27年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
	版/5. 評価実施機 担当部署/②所属 版/5. 評価実施機 担当部署②所属長 版/7特定個人情報 正·利用停止請求/	根/4. 情報提供ネッステムによる情報連上の根拠	銀/4. 情報提供ネッステムによる情報連上の根拠	報/4. 情報提供ネックス・